

臨港道路占用許可・都有地内工作物設置承認申請までの手続きの流れ

道路施設は、その目的が車両の通行・歩行者の歩行を目的として設置していることから道路施設ではない物件等の設置・占用及び排他的な使用行為(以下「占用等」という。)は原則として認めていません(例外あり)。

このため、申請を行うにあたっては下記手続きを経る必要があります(下記手続きを経ない申請は受付られません。)

(申請までの流れ)

1 事前協議

申請予定者から、事前に場所・占用等の内容、期間などについて、協議を受け付けます。これにより、そもそもの占用等の可否・必要資料などについて道路管理者が判断します。下記連絡先に電話にてご連絡ください。

東京港管理事務所
港湾道路管理課
03(5463)0224

2 工事無(申請書作成)

占用等を行うにあたり、道路施設への形質変更(工事など)が伴わない場合は、別掲示の申請様式を作成し、必要添付書類を添えて、申請を行ってください。



3 申請(メール)

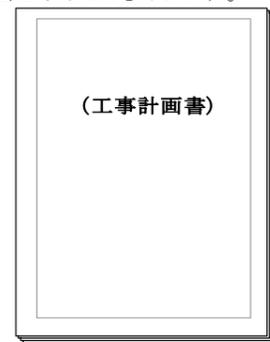
申請書の押印不要。
申請先メールアドレス
douro_sinsei@section.metro.tokyo.jp
持参でも可。

(送信は2MB以内としてください。そうでない場合は、分割するか、ファイル転送サービス等にてお送りください。)

許可書は書面にて交付します。

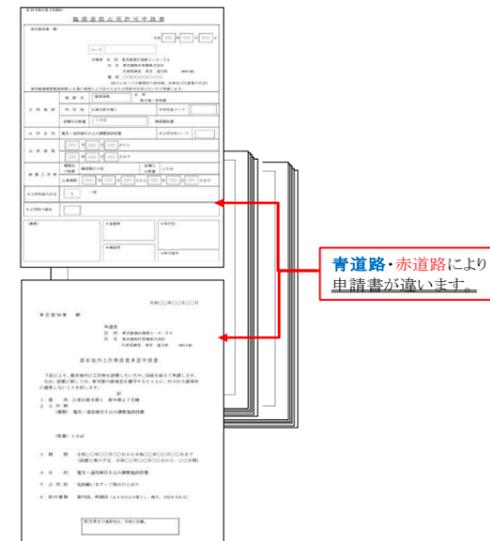
2 工事有(工事技術協議)

占用等を行うにあたり、道路施設への形質変更(工事など)が伴う場合は、工事計画書(施工方法、施工期間等工事の詳細や工事期間中の道路上の安全対策などを記したものを提出の上、設計施工協議を行っていただきます。工事計画書の内容について、協議審査を行います。工事計画書の内容によっては、占用等を行うことが否となることもあります。



3 申請書作成

協議を経て、問題がなければ別掲示の申請様式を作成し、申請を行ってください。



4 申請(メール)

申請先メールアドレス
douro_sinsei@section.metro.tokyo.jp
持参でも可。

(送信は2MB以内としてください。そうでない場合は、分割するか、ファイル転送サービス等にてお送りください。)

許可書は書面にて交付します。